

令和6年度水産業復興販売加速化支援事業のうち復興加工 EC 販路マッチング支援事業
補助事業計画書

①代表事業者												※令和6年4月時点			
法人番号※1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4		
名称(カナ)	カブシキガイシャ ○○○○														
名称	株式会社○○○○														
主たる業種※2	コード	04			名称	水産養殖業									
資本金・出資金※3	5,000,000				円	従業員数(常勤)※4	100			人					
代表者役職	代表取締役				フリガナ	○○○ ○○○									
					代表者名	○○ ○○									
郵便番号	〒000-0000														
本社所在地	○○県○○市○○丁目・・・														
会社の設立年月日	○年○月○日														
電話番号	00-0000-0000														
E-mail	xxxxxxxx@xxxx.co.jp														
WEBページ	https:														
②担当者情報															
部署名(担当者)	○○○○事業部				フリガナ	○○○ ○○○									
					担当者名	○○ ○○									
所在地	○○県○○市○○丁目・・・														
電話番号(担当者)	000-0000-0000														
携帯番号(担当者)	000-0000-0000														
E-mail(担当者)	xxxxxxxx@xxxx.co.jp														
営業日	月木金土日 9:00-17:00														
③水産加工施設															
施設名(カナ)	○○○○コウジョウ														
施設名	○○工場														
郵便番号	〒000-0000														
所在地	○○県○○市○○丁目・・・														
水産加工施設の設立年月日	○年○月○日														
電話番号	00-0000-0000														
取り扱っているもの	冷凍マグロ、さば、いわし、タコ														
売上	15,000,000円														

確認事項(※以下の内容を確認し、☑を入力すること)

<input checked="" type="checkbox"/>	公募要領「2.補助対象者」(p3)を確認し、補助対象者に該当することを確認しました。
<input checked="" type="checkbox"/>	公募要領「2.補助対象者」(p3)を確認し、①～⑦に該当しないことを確認しました。

④経営状況(直近3期分) ※(*)2023年度の決算書が無い場合は、2020年～2022年度の経営状況をご記載ください。

期間(西暦)	売上高		経常利益		税引後当期利益	
*2020年4月～2021年3月 (R2-R3)※2023年度の決算書がある場合は記載不要	円	円	円
2021年4月～2022年3月 (R3-R4)	円	円	円
2022年4月～2023年3月 (R4-R5)	円	円	円
2023年4月～2024年3月 (R5-R6)	円	円	円

⑤【機械装置等費を申請する場合かつ、会社設立が震災より前の場合のみ記入】

震災前3期分の経営状況(平成19年～21年)			震災後3期分の経営状況(平成23年～25年) ※事情により震災前3期分の売上高が不明の場合のみ記載		
期間	売上高		期間	売上高	
平成19年→20年 (2007-2008)	円	平成23年→24年 (2011-2012)	円
平成20年→21年 (2008-2009)	円	平成24年→25年 (2012-2013)	円
平成21年→22年 (2009-2010)	円	平成25年→26年 (2013-2014)	円

確認事項(※以下の内容を確認し、☑を入力すること)

<input checked="" type="checkbox"/>	上記の経営状況について、誤りがないことを確認しました。
-------------------------------------	-----------------------------

⑥補助金総額 ※支出計画書での算出金額を元に記入の上、支出計画書の金額と相違がないことを確認すること。

補助事業に要する経費	9,200,000	円	(税込)
補助対象経費	6,000,000	円	(税抜)／(税込)
補助金交付申請額	4,000,000	円	(税抜)／(税込)

確認事項(※以下の内容を確認し、☑を入力すること)

<input checked="" type="checkbox"/>	上記の補助金内容について、誤りがないことを確認しました。
<input checked="" type="checkbox"/>	補助金交付申請額が上限額(600万円)以内となっています。

複数の商品開発・改良を行う場合は、以降の「⑦補助金の活用方法」から「⑩事業計画の内（2）事業実施スケジュール」までを、商品分を複製して使用してください。

⑦補助金の活用方法	
補助金の活用方法として該当するものに☑を入れてください。	
※新たな商品を開発する場合は【商品開発】に☑、既存の商品のパッケージや味等を改良する場合【商品改良】に☑を入力。	
<input checked="" type="checkbox"/> 商品開発	<input type="checkbox"/> 商品改良

⑧商品概要					
商品構 想	商品名	※商品の名称を記入してください。 魚がおいしいいつものスープ（しお味/みそ味）			
	コンセプト	※商品のコンセプトを簡潔に記入してください。 常温で長期保存が可能な防災食にも普段のごはんにもなるレトルトスープ			
	ターゲット	※年齢や性別、地域、ライフスタイル等の観点からターゲットを記入してください。 30代～50代の子育て世代			
	商品規格	サイズ	※横×縦×高さ 140mm×230mm×25mm	重量	200g
	価格	小売	・・・円	卸価格	・・・円
製 造	原材料 ※その他の水産原料があれば記載	主な水産原料	鮭	主な水産原料の原産地	〇〇県
		その他の水産原料	タラ	その他の水産原料の原産地	〇〇県
販 売 想 定	主要販売先	業態	・ネットスーパー ・防災商品を扱うECサイト ・アウトドア商品を扱うECサイト	想定する具体的なECサイト	・〇〇スーパーサイト ・〇〇ショップサイト ・アウトドアメーカーのサイト

⑨商品開発概要

① 開発の目的

※目的及び開発を行う経緯等を含め記載してください。

ex.) 弊社は旅館やホテル向けに魚の卸などを行っておりますが、これまで規格外の商品は販売することができず、味は変わらないのに破棄するしかなく無駄になっていました。そこで本事業では、近年災害が多く防災意識が高まっている背景も踏まえ、規格外の魚を使用して常温で長期保存が可能で災害備蓄にもなり、且つ普段からおいしく頂けるレトルト商品を開発することを目的とします。

② 商品のコンセプト

※以下の①-③の要素を記載してください。

①ターゲット（誰が購入し、誰が食べる/飲むのか）

ex.) 30代～50代の子育て世代をターゲットに、家族で食べていただく。

②ニーズ・メリット（どのようなニーズを満たすのか、どんな満足感があるのか）

ex.) 災害備蓄にもなり、味も美味しいレトルトスープ。災害備蓄は気が付くと賞味期限が切れてしまうことも多いので、普段から食べていただきストックの入れ替えしながら備蓄できるように、誰でも食べられる親しみやすい味付けの商品を目指します。災害時にこそ慣れ親しんだ味がほっとすると思います。

③販売方法（どこで、どのように販売するのか）

ex.) スーパーでの普段使いと、災害やアウトドア商品としての2つのアプローチを考えています。普段使いであれば子育て世代も多く利用しているネットスーパーでレトルトスープとして朝ごはんや小腹がすいた時のスープごはん用など、災害やアウトドア商品としては家族みんなが食べられる備蓄として訴求したいです。

③ 対象とする市場

※市場の将来性も含めて記載してください。

ex.)

- ・ ネットスーパー：

大手スーパーの参入など今後も市場拡大が見込まれる。

- ・ 災害やアウトドア関連の EC サイト：

近年災害が多く防災意識が高まっており今後も継続的な需要が見込まれる。災害備蓄としての定期購入等も視野に入れる。

④商品概要及びその開発内容

【商品開発の場合】④-1 新商品を開発する場合の商品概要及びその開発内容

※どのような商品を開発するのか、商品規格や原材料、売上向上の工夫も含め写真又は説明図を使って具体的に記載してください。

ex.) 紙の箱を使用せず、なるべくシンプルなパッケージにすることでコストを抑え、流通しやすく備蓄しやすい薄型にする。味付けは誰でも食べられる親しみやすいフレーバーにする。(しお味/みそ味)

〈商品規格〉

- 提供時期：通年
- フレーバー（種類）：しお味/みそ味
- 原材料：しお味/だしスープ、鮭、塩、生姜エキス、砂糖、昆布粉末、ネギ
みそ味/だしスープ、タラ、味噌、わかめ、生姜エキス、砂糖、昆布粉末、ネギ
- 規格：200 g（単品での販売と、ストック用 3P 入りを予定）
- 温度帯：常温
- 賞味期限：製造日から 2 年
- 製造工程：①〇〇調査→②魚のカット・異物検査→③充填→④殺菌→⑤除水→⑥レトルト殺菌→⑦包装→⑧目視検査→⑨箱詰→⑩シュリンク包装→⑪保管（常温）→⑫出荷



【商品改良の場合】④-2 既存商品を改良する場合の商品概要及びその改良内容

※どの既存商品をどのように改良するのか商品規格や原材料、売上向上の工夫も含め、写真又は説明図を使って具体的に記載してください。

ex.)商品開発の為記載なし（商品改良の場合はこちらに記載してください。）

⑤ 事業実施により期待される効果

※事業実施により期待される効果について、定量・定性の両側面から記載してください。

ex.)規格外品を活かした商品開発を行うことで、これまで廃棄となっていた原料を活用できると共に、〇〇地域の水産業の発展にも貢献できると考える。また、旅館やホテル向けの卸が7割であったところ、この商品開発をきっかけにEC販売という新たな売上の柱をつくることで、水揚げ状況に左右されない安定した売り上げの確保と雇用の継続を実現することができる。

定量的には、新たな販路先として〇社とのECサイトでの継続的な取り扱いを目指しており、発売から3年後の〇〇%の売り上げ向上を期待する。

⑩事業計画

(1) 製造販売計画 (*) のついた項目は販売開始予定月から記入してください。

年度	製造数量	販売 目標額 (千円)	利益 目標 (千円)
*令和 6 年 10 月	〇〇個
*令和 6 年 11 月	〇〇個
*令和 6 年 12 月	〇〇個
*令和 7 年 1 月	〇〇個
*令和 7 年 2 月	〇〇個
令和 6 年度*合計	〇〇個
1 年後	〇〇個
2 年後	〇〇個
3 年後	〇〇個

(2) 事業実施スケジュール

(2)-① 事業開始予定日(※交付決定日は 6 月下旬から 7 月上旬を予定)

令和 6 年 ●月●●日(予定)

(2)-② 事業完了予定日(※事業期間は令和 7 年 1 月 31 日まで)

※本事業の事業期間である、「令和 7 年 1 月 31 日」またはそれよりも前の日付で設定してください。

※事業期間内に支払いを完了したものが対象経費となります。

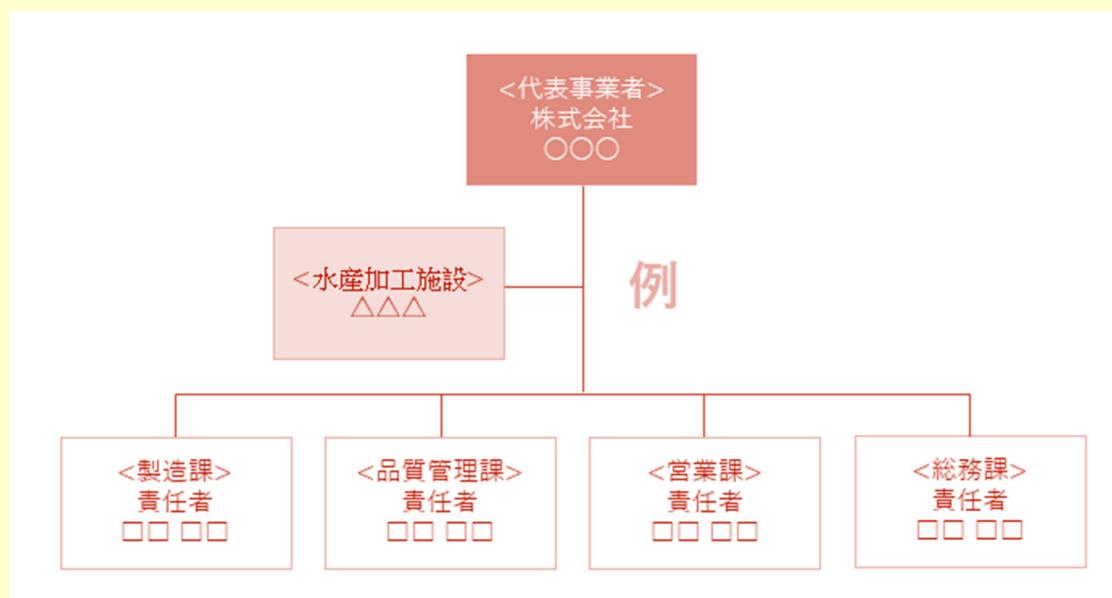
令和 7 年 1 月 31 日(予定)

(2)-③ 施策実施スケジュール

※スケジュールには販売開始時期を必ず記入してください。(遅くとも令和 6 年 12 月中までに販売が開始できるように計画してください。)

実施時期／実施施策	7 月			8 月			9 月			10 月			11 月			12 月			1 月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
1 試作	●	●	●	●	●	●	●														
2 試作品テスト							●	●	●												
3 商品完成										★											
4 販路先との商談/調整										●	●	●	●								
5 EC 販売 (販売開始)															●	●	●	●	●	●	●

(3) 実施体制 (※申請者が主体となり、無理なく事業の遂行が可能な体制図を構築し記載すること。)



(4) 地域の推薦者 (自治体・商工会・組合・地域商社・銀行等)

(4)-① 地域の推薦者はいますか？

<input checked="" type="checkbox"/>	はい
<input type="checkbox"/>	いいえ

(4)-② (4)-①で「はい」に回答した場合、推薦者名をご記載ください。

〇〇県商工会連合会

補足事項

- 法人番号には、登記上の所在地に通知されている 13 桁の法人番号を記載してください。(1 法人 1 つの法人番号が指定されており、法人の支店・事業所等や個人事業者、民法上の組合等には指定されない。)法人番号は、マイナンバー(個人番号)とは異なり利用範囲の制約がなく、自由に利用できます。詳しくは国税庁のサイトを参照ください。<<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>>
- 主たる業種は日本標準産業分類(第 13 回改訂)における中分類を参照し記載してください。詳しくは総務省のサイトを参照ください。<https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000044.html>
- 資本金は、資本の額又は出資の総額をいいます。
- 常勤従業員は、中小企業法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とするもの」と解されます。これには日々雇い入れられる者、2 ヶ月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に 4 ヶ月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者は含まれません。